

文化審議会文化政策部会 文化財ワーキンググループ 意見のまとめ

- 本ワーキンググループでは、文化財保護法に基づく「文化財」(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)、「埋蔵文化財」及び「文化財の保存技術」の振興方策について検討を行った。
- その際には、新たな「文化芸術立国」の時代に対応した文化財行政の展開を図るため、主に以下の視点に立って検討を行った。
 - － 我が国には、多様で豊かな文化財が存在しており、その保存については、従来から文化財保護法に基づく種々の施策が相応の役割を果たしてきたが、これらを将来の世代に持続的に継承していくことが我々の責務であること
 - － 近年、文化財は、地域振興、観光振興、経済発展及び国際社会への貢献等多様な役割を担うことが期待されていること
 - － 多様で豊かな文化財が様々な役割を担いつつ、持続的に継承されていくには、文化財保護の裾野を広げ、文化財を幅広く捉え支えることが必要であること
 - － 文化財の担う役割が拡大する中、保護の裾野を広げるためには、広く社会全体で文化財を支える環境を醸成するとともに、多様な関係する組織や人々が広く連携することが求められること
 - － 国の施策においても、経済発展等を目指す中で、文化施策が他の諸施策と常にバランスよく配慮される必要があること

1. 新たな時代の中で「文化財」の果たす役割

【これまでの取組】

- 我が国には、地域の風土や人々の生活の中ではぐくまれ、他国の文化との交流等を通じて形作られ、現在まで守り伝えられてきた文化財が、多様で豊かに存在しており、このことは、我が国の誇りでもある。そして、この多様で豊かな地域文化の厚みが、日本文化全体の豊かさの基盤を成している。
- これまでの文化財行政は、有形の文化財や無形の文化財等を含め総合的、網羅的に体系建て制定された文化財保護法に基づき、文化財の種類拡大及び保護措置の多様化が図られるなど、時々の社会の変化等に応じた見直し、改善が図られ、一定の成果を収めてきた。

【新たな時代において求められる文化財の役割】

- 文化財は、国や地域の歴史・文化の証として存在するものであり、文化的アイデンティティの基本を形成するものである。
- 政治、経済におけるグローバル化の進展に伴い、文化的アイデンティティの危機が叫ばれる中、豊かで多様な世界を醸成し、地域社会や各国の持続的な発展を

促すものとして、文化の多様性を守らなければならないということが、国際的に強く認識されつつある。

- 我が国においても、社会経済情勢の変化や、過疎化、少子高齢化の進行等により、地域社会の衰退が指摘され、地域の多様な文化の存続が危ぶまれている。地域文化の精華である文化財は、地域のきずなを維持していく上で、その礎であり、後の世代に確実に継承していくことが必要である。
- また、文化は、心豊かな国民生活や活力ある社会の実現に資することはもとより、経済活動に多大な影響を与えるとともに、文化そのものが新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動に大きく寄与するものである。
- 近年、文化財についても、このような面が重視され、文化財が地域振興、観光振興、経済発展及び国際社会への貢献にも資するものとの認識が高まってきており、文化財の果たす役割の拡大が求められている。日本文化全体の基盤である地域の多様で豊かな文化財を幅広く捉え、その保存・活用を図ることは、真に活力ある地域主体の社会を構築し、我が国全体が活力ある社会として発展することに大いに寄与するものと考えられる。
- 国民の意識調査においても、文化財に対する関心は高く、それとともに、文化芸術への支援が社会の活性化や経済振興に貢献するとの意識も高い。一方、社会全体で文化財を継承していくための環境が十分に醸成されているとは言い難い状況であり、人々が文化財について理解を深めこれらを継承していくための環境を整えることが必要となっている。

【新たな「文化芸術立国」の時代に対応した文化財行政の展開】

- このように、文化財に求められる役割が拡大していることに対応するためには、これまでの文化財保護施策の成果とその蓄積を更に発展させるとともに新しい方策を取り入れ、新たな文化財行政の展開を図ることが必要である。
- 具体的には、これまでの文化財保護制度に加え、指定等された文化財のみならず、その周辺の文化財やそれらを取り巻く環境にも視野を広げ、点としての保存・活用のみならず、線又は面として総合的に保存・活用を図ることが必要である。そして、このことにより、地域の人々の文化財への理解増進や文化財保護への支援が得られる環境が醸成され、結果として、文化財の継承を確かなものとしていくという方向での展開が図られる行政の在り方が求められる。
- 文化財に求められる役割が拡大、多様化し、文化財保護の対象が広がることは、文化財に関与する人や機関の範囲が拡大することにつながる。また、既に、各省庁においても地域振興や観光振興等に係る様々な施策が展開されており、平成 20 年には歴史まちづくり法¹が施行され、文部科学省、農林水産省、国土交通省の 3 省の連携

¹歴史まちづくり法:地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

により地域の歴史や文化を生かしたまちづくりの取組が推進されている。新たな文化財行政の展開に当たっては、関係省庁、関係機関、民間団体、地域の人々等関係者間での一層の連携強化が不可欠である。

2. 文化財のもつ潜在力を一層引き出すための文化財行政への展開

(1)文化財の公開・活用の在り方

①文化財の公開、活用を促進するための方策について

【公開、活用への取組】

- これまで以上に社会全体で文化財を守り、継承、発展させていくためには、社会を構成する各層の主体が文化財への理解を深め、関心を持つことが重要であり、文化財の公開・活用についてもこれまで以上に積極的に取り組むことが必要である。
- 文化財の公開・活用に際しては、文化財の持つ特性等や昨今の科学技術の進展等も踏まえ、文化財の持つ魅力をより一層引き出すとともに、文化財の価値を適切に継承していくことが必要である。
- また、近代の文化財等で、現時点では指定には至らないものの一定の価値が認められるものを、登録文化財として緩やかな保護制度のもと保存・活用を図っているものがある。これらは、将来的に一定の保護の措置を図っていく必要が生ずることも考えられ、活用を行いながらも文化財としての価値を継承していくことについて留意することも必要である。
- 文化財の公開・活用については、例えば、欧州で行われている、普段は非公開の文化財を一斉に公開する「文化遺産の日」のような取組等を参考としつつ、地域の人々とも連携を図り、幅広い人々に文化財に接する機会を提供する取組の充実が必要である。

【公開、活用促進のための支援の充実】

- 文化財の公開、活用の促進に際しては、魅力ある活用環境の整備に加え、安全性の確保や文化財の価値を損なわないよう配慮した施設設備等の整備とともに、文化財の魅力を適切に伝えるための人材の育成や活動を持続していくための組織作りが重要であり、これらへの支援の充実が必要である。

【文化財の魅力の再発見を促す展示機能等の充実】

- 文化財に親しみを持ってもらうためには、博物館(美術館を含む。以下同じ。)等における展示機能の充実はもとより、人々の注目を獲得するような展示の企画力やそのために必要な調査研究機能の充実も必要である。
- 博物館等における文化財の公開・活用については、学校教育との連携が重要であることから、児童生徒等と文化財とをつなぐ人材の確保、育成やその仕組み作りが必

要である。また、博物館等の所蔵する魅力ある豊富な文化財の情報を広く国民に提供するため、博物館等所蔵品の総合データベースの構築が必要である。

②地域の活性化を促す文化財の活用について

【地域の活性化に資する文化財の魅力の再構築、発信】

- 地域の人々が身近な文化財に関心を持ち、その活用に関わることが、地域の文化的活動を活発化し、地域の活性化を促すこととなる。そのため、市町村においては、地域の活性化に資する文化財の役割を認識し、地域の文化財を積極的に活用することが期待される。
- 地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針として、「歴史文化基本構想」²策定の考え方が提示されている。本構想の策定は、地域の魅力の再発見を促すとともに、人々を引きつける魅力ある地域コミュニティの形成にとっても有用である。市町村が本構想を策定し、この方針に沿って、地域の文化財の保存・活用を図ることは、地域の活性化と多様な地域文化の継承に大いに資することから、国におけるそれらの取組への支援の充実が必要である。
- 文化財を活用した地域づくりを推進する際には、地域に受け継がれた文化を継承しつつ、新しい文化との融合を図っていくことも重要で、その際には、活動の核となるアート・マネジメントのリーダーのような役割を果たす人材が重要であり、そのための支援も必要である。

(2)文化財を将来の世代に持続的に継承するための取組

①適切な保存のための取組の充実について

【文化財の保存の取組の充実】

- 文化財の一層の活用を図りながら文化財を将来に持続的に継承するため、適切な保存の取組が必要であるが、地域社会の変化、担い手の不足、原材料の不足等によりその取組が困難な状況にあることから、文化財を適切に保存する取組をこれまで以上に充実することが必要である。
- そのためには、文化財の全体像を把握することが必要であるが、文化財の全体像の把握には分野ごとに精粗があり、適切な保護措置を講じていくためには、まず、文化財情報の集積を行うことが必要である。

【文化財保護の裾野の拡大】

- これまで、指定、登録及び記録選択等の制度を設け保護の措置を講じてきたところ

² 「歴史文化基本構想」：各市町村において、住民などの参画を得て策定する、指定文化財のみならず地域の身近な文化財をその周辺環境も含め総合的に捉え、保存・活用していくための基本的な方針(文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月)において提言)

であるが、今後、有形及び無形の文化財を通じて、文化財の種別・性質等に応じ、保護対象の範囲の拡大、周辺環境を含めた保護の措置を講ずる方策などについて検討が必要である。その際には、登録制度や「歴史文化基本構想」の活用も有効である。また、都市行政、産業振興、地域振興、国際交流等他分野の施策との連携を深めることが重要となる。

②文化財の計画的な保存修理、防災対策の実施について

【長期にわたる修理、防災計画の立案、計画的な整備の実施】

- 我が国の文化財は、材質的にぜい弱なものも多く、破損箇所修復等のみならず、良好な状態を保つための適時適切な修理や防火・防犯・耐震等の防災対策の取組を計画的かつ継続的に実施することが重要で、そのための支援の充実が必要である。
- 文化財の保存のためには、所有者による日常的な管理を適切に実施しつつ、その劣化状況、防災管理状況等を把握した上で、きめ細やかな対策を講じていくことが必要であり、所有者における維持管理の対策やそれに対する支援の充実が必要である。
- 修理等に不可欠だが、確保が困難な原材料については、新素材の研究等も含めその確保のための対策が必要である。

【周辺を含めた広域的な防災体制の構築】

- 文化財の防災対策については、文化財単体での防災設備の設置等の推進を図るとともに、周辺も含めた防災計画について、防災設備等のハード面の整備とともに、防災体制等のソフト面での整備も併せて実施することが必要である。

③文化財について理解を深めるための方策について

【子どもの頃からの文化財に関する教育及び親しむ機会の充実】

- 次代を担う子どもたちが、伝統文化や文化財について教育を受け、文化財に親しみをもち、文化財の保護に対する理解を深めることは、子どもの持つ個性を伸ばすとともに、感性をはぐくむために重要である。
- 学校教育においては、伝統文化に関する学習指導要領の記述も充実されてきており、学校教育を通じた、伝統文化や文化財について理解を深めるための教育やそれらに親しむ機会の充実を図るための取組が必要である。

【文化財の保護に関する理解の増進とこれらを支える仕組の構築】

- 文化財を将来の世代に持続的に継承していくためには、文化財についての人々の理解を深め、文化財を国民共有の財産として共に守っていこうという機運を醸成し、社会全体で文化財を支える仕組みを構築していくことが必要である。
- 文化財が近寄り難いと感じていたり、文化財への関わりの稀薄であった人々が、文

文化財に対する親しみや理解を深めるためには、それらの持つ価値等について解りやすく伝える取組が必要である。そのためには、文化財の公開や市民、NPO法人、企業、人材育成を担う教育界等の幅広い参画による文化財保護の取組の充実が必要である。

- 国指定等文化財への税制上の優遇措置は、文化財の保護に大きな貢献を果たしているところであり、その更なる充実に努める必要がある。また、NPO法人や公益法人、企業等が地域で行う文化財の保存・活用への取組について、金銭的な寄附はもとより、保存活動への参画などを含めた文化財保護への多様な貢献に対して支援できる仕組みについて検討が必要である。

(3)無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者等の養成

①伝承者養成の在り方について

【無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者養成の方策】

- 我が国固有の伝統と文化を反映し、長い歴史の中で受け継がれてきた無形の文化財や文化財を支える技術・技能が継承されなくなることが危惧されており、重点的に手だてを講ずるべきである。
- 伝承者等の養成には、各々の分野において、その裾野の拡大を図るとともに頂点も養成するといった形の、双方への手当が必要である。
- 伝承者の養成に際しては、技術・技能の研鑽、伝承が図られる機会を適切に確保するとともに、保持者に続く伝承者の養成を充実させていくことが必要であり、各分野の実情を踏まえ、裾野の拡大や研修機会の充実など、新たな養成の仕組みや支援の充実が必要である。
- 無形の文化財や文化財を支える技術・技能は、単なる伝統の保存・継承にとどまらず、社会の変化や時代の要請等に応じ、日々の錬磨を経て創意工夫がなされ、伝統的な“わざ”を基幹としつつ創造・発展してきた面を持つ。このような側面を踏まえた、無形の文化財や文化財を支える技術・技能の振興が必要である。

②担い手の裾野の拡大方策について

【学校、研究機関等との連携の方策】

- 無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者の裾野の拡大を図るため、学校や研究機関等との連携を強化することが必要である。
- 学校教育においては、学習指導要領の改訂により、伝統文化に関する記述は充実してきている。学校教育における指導の充実には、例えば、伝統芸能に関し、関係団体等から実演家を学校に派遣し、教師とともに指導する取組などへの積極的な支援が必要であり、このような取組が全国的に広がりを持った恒常的な形で行われる仕組

み作りが必要である。また、その際には、学校と実演家・団体等とを仲介し、コーディネートする人材が重要であり、そのための支援等も必要である。

【無形の文化財や文化財を支える技術・技能の価値の浸透を図るための方策】

- 無形の文化財や文化財を支える技術・技能について、国民文化祭等の活動を通じ親しむ機会を増やすとともに、理解を深めるための取組の充実が必要であり、それらの価値の浸透等を図るためには、顕彰等の活用も有効である。

(4)文化財を通じた国際協力・交流の推進

①文化財保護の国際協力の推進について

【国際協力の推進】

- 我が国に蓄積された保存修復に係る高度な知識、技術、経験等を生かした文化財保護の国際協力は、我が国が世界における多様な文化の発展に積極的に貢献していく上でも重要である。現在、国は、文化遺産国際協力コンソーシアムを中心とした取組を推進しており、本コンソーシアムの会員を増やすなどにより、関係省庁や研究機関等とも連携を図りつつ、更にその取組の強化を図ることが必要である。
- 我が国が行ってきた文化財保護の国際協力では、財政上の支援のみならず、海外での文化財の保存修復活動を通じて現地での人材育成を行うなど、現地における効果的な協力を行ってきており、このような支援策の一層の充実が必要である。
- 一方で、活動内容や実績が国民や国際社会に十分に認識されていない実状があり、国際協力の推進には、これらの活動について国民の理解や関心を高めることが必要であり、成果の周知や広報活動の充実が必要である。

【文化財保護の国際協力に係る人材の育成】

- 文化財の保存修復の技術者等は、プロジェクトごとに離散を繰り返すなど、人材が離散しやすい。我が国の文化財保護の国際協力を効果的に推進するため、人材の恒常的な活用に資する仕組みが必要である。
- 国際協力に係る人材の育成のため、学生等が国際協力関係機関で学んだり、プロジェクトに参加できる機会を設けるなど、海外で活躍できる文化財の保存修復に係る人材の育成に取り組むことが必要である。
- 将来的な文化財保護の国際協力に係る人材を育成するため、人類共通の貴重な遺産を国際社会が守ろうと努めていることについて、学校教育においても指導の充実が必要である。

②文化財を通じた国際交流の推進について

【国際発信の強化のための方策】

- 国際社会における文化の多様性について国民の共感を得て、諸外国との相互理解を増進するためには、海外に日本文化を発信するとともに、海外の文化を理解するための取組の強化が必要である。
- 美術工芸品に加え、伝統的な芸能や技能等も含めて日本の伝統文化を戦略的に海外に発信する取組の充実を図ることが必要であり、そのための支援の充実も必要である。

3. 文化財行政における「国」、「地方」、「新しい公共」各々の役割及び連携

【総論】

- 文化財は、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない国民共通の財産であるとともに、各地域において長い歴史を経てはぐくまれてきた地域文化の精華であり、真に地域主体の社会を構築する際の礎となる。
- 地域文化を確実に継承していくためには、地域社会に係わるあらゆる主体の参画を得ることが重要で、各々の主体が地域文化の継承に係わることで、地域の文化的活動が活発化し、地域振興や地域コミュニティの活性化にもつながっていく。
- 地域文化を継承していくための取組を進めるに当たっては、国、地方公共団体、自ら活動に参画する地域の人々やNPO法人などの民間団体等が、各々の役割を明確にしつつ、相互に連携を図ることが必要である。

【国の役割等】

- 国民共通の財産である貴重な文化財は、過去の世代から託され、将来の世代に確実に継承すべきものであり、今日まで、文化財保護法に基づき国が主導的な役割を担い、保護の措置を講じ、継承してきた。今後とも、将来の世代に持続的に継承するための文化財の適切な保存の取組は、国が責任ある体制の下、主導的な役割を果たすことが必要である。
- 我が国は、現在、ユネスコ無形文化遺産保護条約に基づく「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に 16 件が記載されるなど、世界的にも伝統文化の豊かさが高く評価されている。また、地域の風土や生活を反映した文化財は、地域経済の活性化や雇用機会の増大の切り札として期待も高まっており、成長戦略の一環として、国がその保存・活用について積極的な支援を行うなど、主導的な役割を果たすことが必要である。
- 地域で継承されてきた伝統的な文化は、地域の人々のよりどころとして連帯感をはぐくみ、共に生きる社会の基盤を形成する役割を担っているが、昨今その継承が危ぶまれている。地域の多様で豊かな文化財の継承は、各地域で主体的に取り組むことが基本であるが、それらの文化財は日本文化全体の基盤を成すものであり、国は地方公共団体等と連携し、地域ごとの文化財保護の実情等にも留意しつつ積極的な支援

を行うことが必要である。

- その際には、寄附の促進及び税制上の優遇措置等についても的確に施策を講じる必要がある。
- 文化財について理解を深めるための取組については、国においても積極的に実施するとともに、NPO法人などの民間団体が主体となって実施する活動に対しても国として積極的な支援が必要である。
- 更に、我が国の貴重な文化財の散逸や海外流出を防ぐため、国や国立博物館等の買い上げ予算の充実を図るとともに、優れた未指定文化財も含めて散逸、流出を防ぐ方策について検討が必要である。

【地方公共団体の役割等】

- 今日、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、自ら暮らす町や村の未来に責任を持つという「地域主権」への転換が求められている。地域の人々に身近で多様な文化財を保存・継承していくには、地方公共団体の果たす役割は極めて大きい。
- 地域の文化財は、地域振興や観光振興等にも資するものであり、地方公共団体が、博物館の情報発信機能も活用し、自らが主体となって「歴史文化基本構想」の策定を推進するなどにより、域内の文化財を点としての保存・活用のみならず、線又は面として総合的に把握し、保存・活用することが必要である。
- そのためには、地方公共団体において、財政措置の充実を図るとともに、文化財行政と地域振興、観光振興、産業振興などの幅広い分野との連携に取り組みつつ新たな展開を図ることが必要である。

【新しい公共の役割等】

- 新たな時代における文化財を支える仕組みとしては、「国」、「地方」といった「官」だけが担うのではなく、広く地域の人々が参加し、社会全体で応援するという「新しい公共」の考え方に基づき、NPO法人や地域の人々などが参加できる基盤を形成し、積極的な「民」の活力を生かす取組が必要である。
- NPO法人などが、自立して多様で自発的な活動を行うための基盤整備等への支援が必要である。